

受益者の申告から分担金の納付まで

1 受益者の申告



排水設備工事の確認申請の際に、「下水道事業受益者申告書」を町へ提出してください。

※受益者分担金は**3万円**です。

2 申告書の審査 (決定通知書交付)



申告書の内容等を審査した後、町から「**受益者分担金決定通知書**」を交付します。

また、上記にあわせて**納付書**を発行します。

3 分担金の納付



お支払いは納期を守り、速やかをお願いします！

※受益者分担金は、排水設備工事の許可を受けようとする日までにお支払い下さい。